

【超高層建築物の出火防止に係る指導指針】

超高層建築物の出火防止に係る指導指針

〔令和6年3月15日 予防部長決裁〕

1 目的

札幌市中心部では、高さ60メートルを超える建築物(以下「超高層建築物」という。)が増加している。超高層建築物は多種多様な用途に使用され、かつ、膨大な人員を収容しているという特徴から、火災又は地震の発生により、高層階からの避難や消火の困難性が著しく高いことが想定され、防火安全性の向上が必要な状況にあることから、火を使用する設備又は器具について札幌市火災予防条例(昭和48年条例第34号。)の規制に加え、出火防止に係る行政指導上の指針を定めるものである。

2 適用範囲

建築物の高さ(建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さをいう。)が60mを超える建築物。ただし、火災予防上支障がないと認められるものを除く。

3 出火防止対策

(1) 共同住宅以外の用途で使用する部分

- ア 厨房設備又は器具(IHなどの電磁誘導加熱式調理器具を含む。)は、立ち消え安全装置や調理油過熱防止装置等の安全装置付きのものとすること。
- イ 火を使用する設備又は器具の燃料漏えいに起因する火災を防止するため、漏えいを検知する警報器を設置するなど、出火防止措置を図ること。
- ウ 厨房設備には次に掲げる地震発生時の出火防止対策を講じること。
 - (ア) 自動的に熱源への燃料の供給を停止できる機能を有すること。又は、地震時には、緊急地震速報等の受信により熱源への燃料の供給を迅速に停止できる体制をとること。
 - (イ) 高温の調理油を扱うフライヤーなどの厨房設備と裸火又は水を隣接させないレイアウトとすること。
- エ 油脂成分を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備の天蓋又は排気ダクトには、火炎伝送防止装置として自動消火装置を設けること。なお、自動消火装置は、「フード等用簡易自動消火装置の設置基準」(「札幌市火災予防条例の解説・指導指針」の作成について(令和4年2月1日付け札消予第10915号))に適合することが望ましい。
- オ 容器から供給される液化石油ガスを燃料とする火を使用する設備又は器具は、使用上の注意事項を遵守し、過熱による爆発火災防止を図ること。

(2) 共同住宅の用途で使用する部分

- ア 厨房設備又は器具は、上記(1)アと同様の安全装置付きのものとすること。
- イ 容器から供給される液化石油ガスを燃料とする火を使用する設備又は器具は、上記(1)オと同様に、爆発火災防止を図ること。
- ウ 居室の家具・家電類は、地震動等により火を使用する設備又は器具へ転倒、落下しない対策を行うこと。

4 運用開始日

この指針は、令和6年4月1日から運用する。

なお、運用開始日時点で、現に設置している火を使用する設備若しくは器具又は現に新築、増築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中である超高層建築物については適用しないが、関係者の理解が得られるものにあつてはこの指針に基づく出火防止対策を講ずること。